

## 社会福祉法人 南山城学園 介護老人保健施設 煌(きらめき)

## 別紙 施設入所サービス 料金表 (2024年8月1日以降)

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額(自己負担分)をお支払いいただきます。

## (1)介護サービス利用料

## \* ユニット型介護保険施設サービス費(Ⅰ)

要介護区分状態	サービス 利用料金	1割負担	利用料30日	2割負担	利用料30日	3割負担	利用料30日	備考
要介護1	8997円/日	900 円	27000 円	1800 円	54000 円	2700 円	81000 円	
要介護2	9777円/日	978 円	29340 円	1956 円	58680 円	2934 円	88020 円	
要介護3	10455円/日	1046 円	31380 円	2091 円	62730 円	3137 円	94110 円	
要介護4	11061円/日	1107 円	33210 円	2213 円	66390 円	3319 円	99570 円	
要介護5	11605円/日	1161 円	34830 円	2321 円	69630 円	3482 円	104460 円	

## (2)介護サービス利用料(各種加算)

加算項目	サービス 利用料金	1割負担	利用料 30日	2割負担	利用料 30日	3割負担	利用料 30日	備考
初期加算(Ⅰ)	616円/日	62.0 円	1860 円	124 円	3720 円	185 円	5550 円	入所日より30日間 ※急性期の病院へ入院30日以内に入所された 場合のみ
初期加算(Ⅱ)	308円/日	31.0 円	930 円	62 円	1860 円	93 円	2790 円	入所日より30日間
自立支援促進加算	3081円/日	309 円	9270 円	617 円	18510 円	925 円	27750 円	入所者の尊厳を保持し、能力に応じて自立した 日常生活を営むことができるよう、支援計画に基 づく必要な取り組みを行い、医学的評価を用い て、質の高い情報収集・分析を可能とした場合 に算定します。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1027円/日	103 円	3090 円	206 円	6180 円	309 円	9270 円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保 を資する方策の為、介護ロボットやICT等のテク ノロジーを導入・活用しその効果が見込まれた 場合、加算されます。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	103円/日	11 円	330 円	21 円	630 円	31 円	930 円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保 を資する方策の為、介護ロボットやICT等のテク ノロジーを導入・活用しその効果が見込まれた 場合、加算されます。
外泊時加算	3718円/日	372 円		744 円		1116 円		算定は月6日を限度とします。但し、外泊の初日 及び最終日については算定されません。また、 外泊算定日は施設サービス費及び初期加算は 算定されません。
外泊時在宅サービス を利用した時の費用	8216円/日	822 円		1644 円		2465 円		居宅での外泊する際、介護老人保健施設が提 供している在宅サービスを利用した場合、月6回 を限度として算定します。
在宅復帰在宅療養 支援機能加算Ⅱ	524円/回	53 円	1590 円	105 円	3150 円	158 円	4740 円	在宅復帰に関して高い機能を有する場合に加算 算定されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	411円/月		42 円		83 円		124 円	入所者の情報を厚労省に提出し、必要に応じて サービス計画を見直す等のケアの向上の取り組 みをした場合に算定されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	31円/月		4 円		7 円		10 円	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施 し、その結果に基づき計画的な管理を行った場 合に算定されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	134円/月		14 円		27 円		41 円	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)を算定し、褥瘡が 発生していない場合に算定されます。

高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	103円/日	11 円	330 円	21 円	630 円	31 円	930 円	施設内で感染者が発生した場合、他の入所者への感染拡大を防止することが求められます。医療機関との連携の上、施設内で療養を行った場合、算定されます。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	51円/日	6 円	180 円	11 円	330 円	16 円	480 円	医療機関から感染制御等に係る実地指導を受けた上で、感染者が発生した場合、上記加算と共に算定されます。 ※(Ⅰ)との併算されます。
新興感染症等施設療養費	2465円/日	247 円	1235 円	493 円	2465 円	740 円	3700 円	厚生労働大臣が定める感染症に入所者が感染し、施設内で療養を行った場合に算定されます。(1月に1回5日限度)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	4930円/日	493 円		986 円		1479 円		肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全に対して施設が投薬、検査、注射、処置等を行った場合に月1回、連続10日を限度に算定する。
短期集中リハビリテーション実施加算	2650円/日	265 円		530 円		795 円		入所の日から起算して3か月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、リハビリテーションを行った日について加算します。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2465円/日	247 円		493 円		740 円		認知症で且つリハビリによって生活機能の改善が見込まれる方に対し、入所の日から起算して3月を限度に集中的にリハビリテーションを行った場合、リハビリテーションを行った日について加算します。
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	1541円/月	155 円		309 円		463 円		認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するために定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行い、チームケアを実践した場合に算定されます。
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	1232円/月	124 円		247 円		370 円		認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するために定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行い、チームケアを実践した場合に算定されます。
栄養マネジメント強化加算	113円/日	12 円	360 円	23 円	690 円	34 円	1020 円	充実した栄養ケア体制を整えている場合に算定されます。
若年性認知症入所者受入加算	1232円/日	124 円	3720 円	247 円	7410 円	370 円	11100 円	若年性認知症の方に対して介護保険施設サービスを行った場合に加算します。
経口維持加算(Ⅰ)	4108円/月		411 円		822 円		1233 円	経口により食事を摂取し摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者について医師の指示に基づいて継続して経口による食事摂取を進めるための特別な管理を行う場合に6月を限度とし加算します。
経口移行加算	283円/日	29 円	870 円	57 円	1710 円	57 円	1710 円	経管により食事摂取をしている利用者が経口による食事の摂取できるよう計画を作成し、栄養管理と支援を行った場合、180日を限度に算定されます。
療養食加算	62円/回	7 円	210 円	13 円	390 円	19 円	570 円	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合、1食につき先の単位数が加算します。
排せつ支援加算(Ⅰ)	103円/月	11 円	330 円	21 円	630 円	31 円	930 円	入所者等ごとに、入所時に評価を行うことと共に、3月に1回評価を行い、支援計画の見直しをします。排せつ支援に当たり当該情報を活用し、要介護状態の軽減が見込まれる場合、算定します。
排せつ支援加算(Ⅱ)	154円/月	16 円	480 円	31 円	930 円	47 円	1410 円	入所者等ごとに、入所時に評価を行うことと共に、3月に1回評価を行い、支援計画の見直しをします。排せつ支援に当たり改善され、悪化がない場合、算定します。
排せつ支援加算(Ⅲ)	205円/月	21 円	630 円	41 円	1230 円	62 円	1860 円	入所者等ごとに、入所時に評価を行うことと共に、3月に1回評価を行い、支援計画の見直しをします。排せつ支援に当たり改善され、悪化がない場合、算定します。

夜勤職員配置加算	246円/日	25 円	750 円	50 円	1500 円	74 円	2220 円	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件を満たす配置を行っている場合に加算します。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	924円/月		93 円		185 円		278 円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対して、口腔ケアを月2回行った場合に月1回所定の単位が算定されます。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1130円/月		113 円		226 円		339 円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対して、口腔ケアを月2回行った場合に月1回所定の単位が算定されます。
退所時情報提供加算	5070円/回	507 円						利用者が退所し、居宅における療養を継続する場合、利用者の退所後の主治医に利用者の同意を得て、利用者の診療状況を示す文章を添えて、利用者の紹介を行った場合に算定します。
入退所前連携加算(Ⅰ)	6084円/日	609 円		1217 円			1217 円	利用者が退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合において、利用者が希望する居宅介護支援事業所に対し、利用者の同意を得て、退所後の療養指導を行った場合に1回に限り算定します。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	544円/月		55 円		109 円		164 円	リハビリテーションのデータを厚労省に提出し、フィードバックを受ける等の体制を整えている場合に算定されます。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	339円/月		34 円		68 円		102 円	リハビリテーションのデータを厚労省に提出し、フィードバックを受ける等の体制を整えている場合に算定されます。 (Ⅰ)との併算定不可
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	226円/回	23 円	690 円	46 円	1380 円	68 円	2040 円	介護に従事している職員の内、勤続10年以上の介護福祉士の資格取得者が35%を超えている場合に加算します。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	1438円/回	144 円		288 円			432 円	6剤以上の内服薬がある方を対象とし、施設医師とかかりつけ医と連携を図った場合、退所時に算定されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	719円/回	72 円		144 円			216 円	6剤以上の内服薬がある方を対象とし、施設において入所中に服用薬剤の評価及び調整を行い、療養上必要な指導を行った場合、退所時に算定されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	2465円/回	247 円		493 円			740 円	上記加算を算定し、服薬情報等を厚労省に提出し情報を活用している等体制を整えている場合、退所時に算定されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	1027円/回	103 円		206 円			309 円	かかりつけ医と共同して、薬剤の減薬が行えた場合、退所時に算定されます。
ターミナルケア加算(死亡日)	19513円/日	1,952 円		3903 円			5854 円	看取りへの対応を充実する観点から、入所者又はその家族等の同意を経てターミナルケアを行った場合、算定されます。
ターミナルケア加算(死亡日以前2日又は3日)	9346円/日	935 円		1870 円			2804 円	看取りへの対応を充実する観点から、入所者又はその家族等の同意を経てターミナルケアを行った場合、算定されます。
ターミナルケア加算(死亡日以前4日以上30日以下)	1643円/日	165 円		329 円			493 円	看取りへの対応を充実する観点から、入所者又はその家族等の同意を経てターミナルケアを行った場合、算定されます。
ターミナルケア加算(死亡日以前31日以上45日以下)	739円/日	74 円		148 円			222 円	看取りへの対応を充実する観点から、入所者又はその家族等の同意を経てターミナルケアを行った場合、算定されます。

再入所栄養連携加算	2054円/回	206 円		411 円		617 円		入院により以前とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、施設と病院の管理栄養士が連携して再入所後の栄養管理を行った場合に算定されます。
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	1027円/月	103 円	3090 円	206 円	6180 円	309 円	9270 円	相談・診療を行う体制を常時確保しており、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携をしている場合に算定されます。
入所前後訪問指導(Ⅰ)	4622円/回	463 円		935 円		1387 円		退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記サービス費、加算合計に7.5%を乗じた額							介護職員の処遇の改善を実施している事業所は厚労省が掲げる基準区分に従い、所定の単位数が算定されます。

\* 上記金額は地域区分の金額を目安で加減していますので、多少の誤差があります事ご了承下さい。

### (3) その他の利用料

項目	利用料 1日	利用料 30日	備考				
居住費	2,066 円	61,980 円	円			円	居住費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
特別室料	2,320 円	69,600 円	円			円	※4階特別室ご利用の場合に発生します。 (居住費+特別室料=合計¥4,386)
食費	1,500 円	45,000 円	円			円	食費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
行事食費	200 円						3~4カ月に一度、行事食提供時に食事代に加え、別途発生します。
日用品費	150 円	4,500 円	円			円	
テレビレンタル料	100 円	3,000 円	円			円	
教養娯楽費	50 円	1,500 円	円			円	
私物衣類洗濯料	* 4階に設置しています有料ランドリーを使用して下さい						
理髪料	* 業者と個人とでの契約となります						
領収書再発行	110 円						療養費請求書兼領収書の再発行手数料、領収年月日の確認及び「領収書」「再発行印」捺印の上、再発行します。
文書料(他科受診用)	2,200 円						外部受診をされる時に施設医師が紹介状を発行した場合の発行手数料です。
文書料(健康診断書等)	3,300 円						
文書料(死亡診断書)	5,500 円						診断書作成における検査については、項目に応じて別途費用が発生致します。

\* 上記金額は目安であり、変更の場合がありますので御了承下さい

別紙 短期入所療養介護サービス 料金表 (2024年8月1日以降)

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額(自己負担分)をお支払いいただけます。

(1)介護サービス利用料

\* ユニット型介護保険施設短期入所療養介護費(I)

要介護区分状態	サービス利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
要介護1	9305円/日	931 円	1861 円	2792 円	
要介護2	10095円/日	1010 円	2019 円	3029 円	
要介護3	10763円/日	1077 円	2153 円	3229 円	
要介護4	11359円/日	1136 円	2272 円	3408 円	
要介護5	11965円/日	1197 円	2393 円	3590 円	

(2)介護サービス利用料(各種加算)

加算項目	サービス利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考	
送迎加算	1,890円/片道	189 円	378 円	567 円		
療養食加算	82円/回	9 円	17 円	17 円	医師の指示せんに基づき療養食を提供した場合、1食にあたり左記の加算を算定します。	
夜勤職員配置加算	246円/日	25 円	50 円	74 円	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件を満たす配置を行っている場合に加算します。	
サービス体制強化加算(I)	226円/日	23 円	46 円	68 円	2040 円	介護に従事している介護福祉士の内、勤続10年以上の職員が35%を超えている場合に加算します。
個別リハビリテーション実施加算	2465円/日	247 円	493 円	740 円		PT、OTが個別にリハビリを実施した場合に加算します。
在宅復帰在宅療養支援機能加算II	524円/回	53 円	105 円	158 円		在宅復帰に関して高い機能を有する場合に加算算定されます。
重度療養管理	1,232円/日	124 円	247 円	370 円		要介護4、5の方で常時頻回の喀痰吸引の実施や胃瘻による経管栄養等が必要な方に計画的な医学管理と必要な処置を行った場合に加算します。
生産性向上推進体制加算(I)	1,027円/日	103 円	206 円	309 円		利用者の安全並びに介護サービスの質の確保を資する方策の為、介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入・活用しその効果が見込まれた場合、加算されます。
生産性向上推進体制加算(II)	103円/日	124 円	247 円	370 円		利用者の安全並びに介護サービスの質の確保を資する方策の為、介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入・活用しその効果が見込まれた場合、加算されます。
介護職員等処遇改善加算(I)	上記サービス費、加算合計に7.5%を乗じた額				介護職員の処遇の改善を実施している事業所は厚生省が掲げる基準区分に従い、所定の単位数が算定されます。	

\* 上記金額は地域区分の金額を目安で加減していますので、多少の誤差があります事ご了承下さい。

(3)その他の利用料

項目	利用料 1日	備考
居住費	2,066 円	居住費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
特別室料	2,320 円	※4階特別室ご利用の場合に発生します。(居住費+特別室料=合計¥4,386)
食費	1,500 円	食費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
行事食費	200 円	3~4カ月に一度、行事食提供時に食事代に加え、別途発生します。
日用品費	150 円	
テレビレンタル料	100 円	
私物衣類洗濯料	* 4階に設置しています有料ランドリーを使用して下さい	
理髪料	* 業者と個人とでの契約となります	
領収書再発行	110 円	療養費請求書兼領収書の再発行手数料、領収年月日の確認及び「領収書」「再発行印」捺印の上、再発行します。
文書料(他科受診用)	2,200 円	外部受診をされる時に医師室が紹介状を発行した場合の発行手数料です。

\* 上記金額は目安であり、変更の場合がありますので御了承下さい

別紙 介護予防短期入所療養介護サービス 料金表 (2024年8月1日以降)

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額(自己負担分)をお支払いいただけます。

(1)介護サービス利用料

\* ユニット型介護保険施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

要介護区分状態	サービス利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	6984円/日	699 円	1,397 円	2,096 円
要支援2	8688円/日	869 円	1,738 円	2,607 円

(2)介護サービス利用料(各種加算)

加算項目	サービス利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考	
送迎加算	1,890円/片道	189 円	378 円	567 円		
療養食加算	82円/回	9 円	17 円	17 円	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合、1食にあたり左記の加算を算定します。	
夜勤職員配置加算	246円/日	25 円	50 円	74 円	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件を満たす配置を行っている場合に加算します。	
サービス体制強化加算(Ⅰ)	226円/日	23 円	46 円	68 円	2040 円	介護に従事している介護福祉士の内、勤続10年以上の職員が35%を超えている場合に加算します。
個別リハビリテーション実施加算	2465円/日	247 円	493 円	740 円		PT、OTが個別にリハビリを実施した場合に加算します。
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ	524円/回	53 円	105 円	158 円		在宅復帰に関して高い機能を有する場合に加算算定されます。
重度療養管理	1,232円/日	124 円	247 円	370 円		要介護4、5の方で常時頻回の喀痰吸引の実施や再寝による経管栄養等が必要な方に計画的な医学管理と必要な処置を行った場合に加算します。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1,027円/日	103 円	206 円	309 円		利用者の安全並びに介護サービスの質の確保を資する方策の為に、介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入・活用してその効果が見込まれた場合、加算されます。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	103円/日	124 円	247 円	370 円		利用者の安全並びに介護サービスの質の確保を資する方策の為に、介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入・活用してその効果が見込まれた場合、加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記サービス費、加算合計に7.5%を乗じた額				介護職員の処遇の改善を実施している事業所は厚生省が掲げる基準区分に従い、所定の単位数が算定されます。	

\* 上記金額は地域区分の金額を目安で加減していますので、多少の誤差があります事ご了承下さい。

(3)その他の利用料

項目	利用料 1日	備考
居住費	2,066 円	居住費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
特別室料	2,320 円	※4階特別室ご利用の場合に発生します。(居住費+特別室料=合計¥4,386)
食費	1,500 円	食費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
行事食費	200 円	3~4か月に一度、行事食提供時に食事代に加え、別途発生します。
日用品費	150 円	
テレビレンタル料	100 円	
私物衣類洗濯料	* 4階に設置しています有料ランドリーを使用して下さい	
理髪料	* 業者と個人とでの契約となります	
領収書再発行	110 円	療養費請求書兼領収書の再発行手数料、領収年月日の確認及び「領収書」「再発行印」捺印の上、再発行します。
文書料(他科受診用)	2,200 円	別紙受診券を添付し施設医が処方せを出した場合は発生しませんが、他科受診時には別途発生します。

\* 上記金額は目安であり、変更の場合がありますので御了承下さい